

現 行

改 正 後

2. 長期信用銀行関係

2-2 その他

従来の長短分離制度に係る規制等については、以下の文書に留意する。

○我が国金融システムの改革について（平成9年6月13日金融制度調査会答申）

～抜粋～

7. 普通銀行における長短分離制度に係る業務上の規制の撤廃

① 戦後の我が国の金融制度では、設備投資資金不足の中にあって安定的な資金供給を進める観点から、長短分離制度の下、普通銀行は、預金等により資金を調達し、資金運用面では、商業手形割引や短期手形貸付を中心に行い、他方、長期信用銀行は、預金の受入れに代えて長期信用銀行法に基づく債券（以下「金融債」という。）の発行により長期の資金調達を行い、長期資金を供給することとされてきた。

その後、我が国金融の基調が資金不足から資金余剰へと変化するにつれ、国民の金融商品・サービスの多様化に対するニーズが高まる一方、普通銀行の長期貸出が増加したため、銀行の資金調達面における長期短期の区分の見直しが求められるようになった。

こうした状況の下、我が国においても、これまで各種預金の最長預入期間制限の撤廃等、長短分離制度に係る様々な規制の見直しが行われてきた。

② 今般の金融システム改革においては、個人貯蓄の最大限の活用や効率的な資金調達を図り、利便性・効率性が更に高い金融商品・サービスを利用者に提供するため、競争原理を一層活用した制度の構築が求められている。

また、普通銀行の長期貸出の増加に対応する長期資金の調達手段の更なる多様化は、普通銀行の一層のリスク回避という面からも必要である。

さらに、普通銀行の市場からの資金調達手段が多様化されることにより、普通銀行に対する市場による監視機能が一層充実することも期待できる。

2. 長期信用銀行関係

（削 除）

③ 現在、残された長短分離制度に関する業務上の規制として、普通銀行による普通社債等の発行の禁止等の措置が講げられている。しかしながら、上記の趣旨に鑑み、99年度下期中に普通銀行による普通社債等の発行等を解禁し、長短分離制度上の規制を撤廃することが適当である。

④ 普通銀行が提供する商品の多様化ということを考えると、金融債発行を普通銀行に認めるべきではないかとの意見があるが、

ア) 金融債は、長期金融に専念する観点から貸出業務等の業務範囲や預金等の受入先の制限などが課されている長期信用銀行に対し、預金に代えて大量かつ継続的な債券発行を行わしめるための制度であること、

イ) このような長期信用銀行の特殊な役割に應えるための特殊な制度（商法の特例）である金融債の発行を普通銀行にまで拡大することは、商法の一般原則に服している一般企業との関係から見ても合理性が乏しいこと、

ウ) 現在、社債と金融債の発行手続面での違いは小さくなっていること、等の理由から、普通銀行に金融債発行を認めることは適当でない。

○金融関係の規制の撤廃等について（平成9年6月30日新聞発表）

記の1

(4) 普通銀行による普通社債の発行のほか、普通銀行本体でのユーロ円社債、外貨建て社債の発行及び普通銀行の海外ペーパーカンパニーによる普通社債の発行など普通銀行による普通社債の発行に準じる経済効果を有する債券の発行も、99年度下期中に認める。

3. 信託銀行関係

3-1 信託銀行子会社等の業務の範囲

信託銀行子会社等については、業務の種類及び方法書の認可申請（変更認可申請）があった場合には、「規制緩和推進計画の再改定について」（9年3月28日閣議決定）及び「我が国金融システムの改革について」（9年6月13日金融制度調査会答申）などを

3. 信託銀行関係

3-1 信託銀行子会社等の業務の範囲

信託銀行子会社等については、業務の種類及び方法書の認可申請（変更認可申請）があった場合には、「我が国金融システムの改革について」（9年6月13日金融制度調査会答申）などを踏まえ、以下の点に留意のうえ判断するものとする。

踏まえた対応が必要である。

すなわち、これら閣議決定等では地域金融機関が本体で行う信託業務の範囲及び11年度下期中までの信託銀行子会社の業務範囲は以下のとおりとなっている。

(注) なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）

第1条第1項に規定する信託業務のうち、「不動産売買ノ媒介又ハ不動産ノ賃借ノ媒介」業務を行うことができない金融機関は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。）第77条第3項の届出を行えないこと、及び宅建業法に違反する行為を含む信託は取り扱えないことに十分注意する必要がある。

3-1-1 信託銀行子会社の業務範囲

- ① 銀行法第10条ないし第12条により認められる業務
- ② 兼営法第1条第1項に規定する信託業務（信託業法第5条第1項に掲げる業務を除く。）のうち、次に掲げるものを除く業務

イ 金銭信託のうち、合同運用指定金銭信託（除く貸付信託）及び年金信託

（注）年金信託とは、以下の契約に係るものをいう。

- ・厚生年金保険法第130条の2及び第159条の2に規定する信託の契約
- ・国民年金法第128条及び第137条の15に規定する信託の契約
- ・法人税法第84条の規定する適格退職年金契約に関する信託の契約

ロ 土地及びその定着物の信託。但し、信託財産の処分を信託目的の全部又は一部とするもの、委託者以外の者が受益者となるもの、及び信託受益権の売買・交換又はその代理・媒介（以下「処分型」という。）に限る。（以下ハないしホにおいて同じ）。

ハ 地上権の信託

ニ 土地の賃借権の信託

ホ ㊦ないし㊧の信託のうち、建物等の建築又は土地の造成（以下「建築等」という。）を行い、土地、地上権若しくは土地の賃借権（以下「土地等」という。）を管理・運用することを目的とする信託（以下「土地信託」という。）において土地等を有する者が建築等の費用に充当するために信託する金銭と当該土地等の包括信託

(注) なお、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（以下「兼営法」という。）

第1条第1項に規定する信託業務のうち、「不動産売買ノ媒介又ハ不動産ノ賃借ノ媒介」業務を行うことができない金融機関は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「宅建業法」という。）第77条第3項の届出を行えないこと、及び宅建業法に違反する行為を含む信託は取り扱えないことに十分注意する必要がある。

3-1-1 信託銀行子会社の業務範囲

- ① 銀行法第10条ないし第12条により認められる業務
- ② 兼営法第1条第1項に規定する信託業務（信託業法第5条第1項に掲げる業務を除く。）のうち、次に掲げるものを除く業務

（削除）

㊦ 土地及びその定着物の信託。但し、信託財産の処分を信託目的の全部又は一部とするもの、委託者以外の者が受益者となるもの、及び信託受益権の売買・交換又はその代理・媒介（以下「処分型」という。）に限る。（以下㊦ないし㊧において同じ）。

㊦ 地上権の信託

㊨ 土地の賃借権の信託

㊧ ㊦ないし㊨の信託のうち、建物等の建築又は土地の造成（以下「建築等」という。）を行い、土地、地上権若しくは土地の賃借権（以下「土地等」という。）を管理・運用することを目的とする信託（以下「土地信託」という。）において土地等を有する者が建築等の費用に充当するために信託する金銭と当該土地等の包括信託

(注) 「信託銀行子会社」とは、兼営法施行令（平成5年政令第31号）第3条第2項の表の上欄に掲げる信託業務を営む銀行及び証券会社が証券取引法（昭和23年法律第25号）第43条の2第1項の認可を受けて株式を所有する信託業務を営む銀行をいう。

3-1-2 地域金融機関が本体で行うことができる信託業務の範囲

兼営法第1条第1項に規定する信託業務のうち、次に掲げるもの

イ 動産の信託

ロ 土地及びその定着物の信託。但し、処分型を除く

(以下ハないしホにおいて同じ)

ハ 地上権の信託

ニ 土地の賃借権の信託

ホ 土地信託において、土地等を有する者が建築等の費用に充当するために信託する金銭と当該土地等の包括信託

ヘ 相続税法第21条の4に規定する特別障害者扶養信託（いわゆる特定贈与信託）

ト 信託法第66条に規定する公益信託

(注) 「地域金融機関」とは、地方銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会をいう。

3-2 弊害防止措置等について

(注) 「信託銀行子会社」とは、「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成4年法律第87号）」施行の日（平成5年政令第28号により平成5年4月1日）以降に設立された信託業務を営む銀行のうち、銀行の子会社（銀行法第2条第8項に規定する「子会社」をいう。）、保険会社の子会社（保険業法第2条第13項に規定する「子会社」をいう。）及び証券会社の子会社（証券取引法（昭和23年法律第25号）第54条第1項第4号の規定による届出対象会社をいう。）に該当する銀行をいう。

3-1-2 地域金融機関が本体で行うことができる信託業務の範囲

兼営法第1条第1項に規定する信託業務のうち、次に掲げるもの

イ 金銭債権の信託

ロ 動産の信託

ハ 土地及びその定着物の信託。但し、処分型を除く

(以下ニないしヘにおいて同じ)

ニ 地上権の信託

ホ 土地の賃借権の信託

ヘ 土地信託において、土地等を有する者が建築等の費用に充当するために信託する金銭と当該土地等の包括信託

ト 相続税法第21条の4に規定する特別障害者扶養信託（いわゆる特定贈与信託）

チ 信託法第66条に規定する公益信託

(注) 「地域金融機関」とは、地方銀行、第二地方銀行協会加盟銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、信用金庫連合会、信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会をいう。

3-2 弊害防止措置等について

3-2-1 親子間取引

信託業務を営む銀行が親銀行等（注1）又は親証券会社等（注2）との間で行う取引については、信託財産の受益者保護の観点から、その内容について注視していく必要がある。その際留意すべき項目は以下のチェックリストのとおり。

（注1）「親銀行等」とは次に掲げる者をいう。

①～④（略）

（注2）「親証券会社等」とは次に掲げる者をいう。

①当該信託業務を営む銀行により発行済株式の総数の100分の50を超える株式を所有する証券会社

②～⑦（略）

（注3）外国親法人等とは、外国に本店又は主たる事務所を有する法人及び外国に住所又は居所を有する個人のうち次に掲げる者に該当するもので、合計して当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有するもの

（以下の②から⑥までに掲げる者については、当該信託業務を営む銀行の株式を所有しない者を含む。）をいう。

①～⑥（略）

親子間取引チェックリスト

① 信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等又は親証券会社等に対して贈与を行っていないか。

3-2-1 親子間取引

信託業務を営む銀行が親銀行等（注1）、親証券会社等（注2）又は親保険会社等（注3）との間で行う取引については、信託財産の受益者保護の観点から、その内容について注視していく必要がある。その際留意すべき項目は以下のチェックリストのとおり。

（注1）「親銀行等」とは次に掲げる者をいう。

①～④（略）

（注2）「親証券会社等」とは次に掲げる者をいう。

①当該信託業務を営む銀行により発行済株式の総数の100分の50を超える株式を所有される証券会社

②～⑦（略）

（注3）「親保険会社等」とは次に掲げる者をいう。

①当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する保険会社

②当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等により合計して発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される外国保険会社等に係る国内の支店

③当該信託業務を営む銀行に係る外国親法人等のいずれかに該当する外国保険会社等に係る国内の支店

④当該信託業務を営む銀行に係る発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有する保険会社により発行済株式等の100分の50を超える株式等を所有される外国保険会社等に係る国内の支店

（注4）外国親法人等とは、外国に本店又は主たる事務所を有する法人及び外国に住所又は居所を有する個人のうち次に掲げる者に該当するもので、合計して当該信託業務を営む銀行の発行済株式の総数の100分の50を超える数の株式を所有するもの

（以下の②から⑥までに掲げる者については、当該信託業務を営む銀行の株式を所有しない者を含む。）をいう。

①～⑥（略）

親子間取引チェックリスト

① 信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等に対して贈与を行っていないか。

② 信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等又は親証券会社等に対して貸付を行う場合に、当該貸付を行わなければならなかった理由、当該貸付条件を設定した理由を書類で確認できるか。

③ 信託業務を営む銀行の信託勘定により親銀行等又は親証券会社等から借入を行っていないか。（但し、土地信託に付随して建設資金等の借入をなす場合は、当該貸付条件を設定した理由を書類として保存することを条件に容認される。）

④ 信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等に預金を行う場合には、当該預金を行わなければならなかった理由及び当該預金の種類を選択した理由、また、金利水準が設定された理由を書類で確認できるか。

⑤ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定で親銀行等又は親証券会社等が発行する社債券及び株式を発行時（募集期間）において取得していないか。

⑥ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定と親銀行等又は親証券会社等の投資有価証券勘定（若しくは投資金銭債権勘定（注））との間で有価証券を売買していないか。

（注）「投資金銭債権勘定」とは、投資目的で保有している金銭債権勘定をいう。

⑦ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定と親銀行等又は親証券会社等の商品有価証券勘定（又は商品金銭債権勘定（注）若しくは特定取引勘定）との間で有価証券の売買を行おうとする場合において、証券取引所を通さない取引については、親銀行等又は親証券会社等を含めた複数の相手方より条件の提示を受け、親銀行等又は親証券会社等から提示された条件が信託財産にとって最も有利なものとなっているか。また、それらを書面により確認できるか。

また、親銀行等又は親証券会社等以外より条件の提示を受けることができないまま取引された場合には、その理由を残された書面により確認することができるか。

（注）「商品金銭債権勘定」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項各号（定義）に掲げる行為を行う業務のために保有している金銭債権勘定をいう。

② 信託業務を営む銀行の信託勘定から親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等に対して貸付を行う場合に、当該貸付を行わなければならなかった理由、当該貸付条件を設定した理由を書類で確認できるか。

③ 信託業務を営む銀行の信託勘定により親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等から借入を行っていないか。（但し、土地信託に付随して建設資金等の借入をなす場合は、当該貸付条件を設定した理由を書類として保存することを条件に容認される。）

④ （略）

⑤ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定で親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等が発行する社債券及び株式を発行時（募集期間）において取得していないか。

⑥ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定と親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等の投資有価証券勘定（若しくは投資金銭債権勘定（注））との間で有価証券を売買していないか。

（注）「投資金銭債権勘定」とは、投資目的で保有している金銭債権勘定をいう。

⑦ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定と親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等の商品有価証券勘定（又は商品金銭債権勘定（注）若しくは特定取引勘定）との間で有価証券の売買を行おうとする場合において、証券取引所を通さない取引については、親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等を含めた複数の相手方より条件の提示を受け、親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等から提示された条件が信託財産にとって最も有利なものとなっているか。また、それらを書面により確認できるか。

また、親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等以外より条件の提示を受けることができないまま取引された場合には、その理由を残された書面により確認することができるか。

（注）「商品金銭債権勘定」とは、証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第8項各号（定義）に掲げる行為を行う業務のために保有している金銭債権勘定をいう。

- ⑧ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定のために親銀行等又は親証券会社等に有価証券の委託売買注文を行うことがある場合及び⑦に掲げる売買取引を行うことがある場合に、書面による委託者の事前の同意を得ているか。
- ⑨ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定で親銀行等又は親証券会社等から有価証券以外の信託の受益権（親銀行等又は親証券会社等が業として取り扱っているものを除く。）及び金銭債権を買い入れていないか。
- ⑩ 信託業務を営む銀行は、その受託した不動産の信託に係る建物に親銀行等又は親証券会社等が入居する場合には、当該親銀行等又は親証券会社等が入居しなればならなかった理由、当該賃借条件を設定した理由を書面で確認できるか。
- ⑪ 上記①～⑩に掲げる事項を逃れる取引又は行為を行っていないか。

3-2-2 実質的独立性の確保

「新しい金融制度について」（3年6月25日金融制度調査会答申）において、業態間の相互参入は業態別子会社方式によることが適当とされているが、その趣旨のうちの利益相反による弊害の防止の観点、並びに信託業務運営の健全性の確保の観点等に鑑みれば、信託業務を営む銀行は、親銀行等又は親証券会社等から実質的に独立している必要がある。この実質的な独立性が確保されているかどうかは、以下の項目に留意し、判断するものとする。

【役職員の兼職】

- ・信託業務を営む銀行に係る親銀行等（3-2-1（注1）①及び④に定める者をいう。）又は親証券会社等（3-2-1（注2）①、②、⑥及び⑦に定める者をいう。）の役員（取締役又は監査役をいう。以下この項において同じ。）又は職員が、当該信託業務を営む銀行の役員を兼ねていないか。
- ・信託業務を営む外国系銀行と特殊の関係のある者（3-2-1（注1）②及び③に定める者をいう。）の役員（取締役又は監査役であって常務に従事する者に限る。以下

- ⑧ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定のために親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等に有価証券の委託売買注文を行うことがある場合及び⑦に掲げる売買取引を行うことがある場合に、書面による委託者の事前の同意を得ているか。
- ⑨ 信託業務を営む銀行が、その指定運用の金銭の信託に係る信託勘定で親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等から有価証券以外の信託の受益権（親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等が業として取り扱っているものを除く。）及び金銭債権を買い入れていないか。
- ⑩ 信託業務を営む銀行は、その受託した不動産の信託に係る建物に親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等が入居する場合には、当該親銀行等、親証券会社等又は親保険会社等が入居しなればならなかった理由、当該賃借条件を設定した理由を書面で確認できるか。
- ⑪ （略）

3-2-2 実質的独立性の確保

「新しい金融制度について」（3年6月25日金融制度調査会答申）において、業態間の相互参入は業態別子会社方式によることが適当とされているが、その趣旨のうちの利益相反による弊害の防止の観点、並びに信託業務運営の健全性の確保の観点等に鑑みれば、信託業務を営む銀行は、親銀行等、親証券会社等又は保険会社等から実質的に独立している必要がある。この実質的な独立性が確保されているかどうかは、以下の項目に留意し、判断するものとする。

【役職員の兼職】

- ・信託業務を営む銀行に係る親銀行等（3-2-1（注1）①及び④に定める者をいう。）親証券会社等（3-2-1（注2）①、②、⑥及び⑦に定める者をいう。）又は親保険会社等（3-2-1（注3）①及び④に定める者をいう。）の役員（取締役又は監査役をいう。以下この項において同じ。）又は職員が、当該信託業務を営む銀行の役員を兼ねていないか。
- ・信託業務を営む外国系銀行と特殊の関係のある者（3-2-1（注1）②及び③に定める者をいう。）の役員（取締役又は監査役であって常務に従事する者に限る。以下

この項において同じ。)又は職員が、当該信託業務を営む銀行の役員を兼ねていないか。

3-2-4 情報交換及び店舗共用に関する規制

・情報交換に関する規制

(略)

・店舗等の共用に関する規制

信託業務を営む銀行の店舗は、親銀行等(3-2-1(注1))に定めるものをいう。以下同じ。)又は親証券会社等(3-2-1(注2))に定めるものをいう。以下同じ。)の本支店と同一建物、同一フロアに設置することは可とするが、店舗の設置等に当たっては、銀行法上の営業所の規制が行われることに留意する必要がある。

コンピュータ設備の共用については、信託業務を営む銀行と親銀行等又は親証券会社等それぞれの端末から他方への情報がアクセスできないようシステム設計されていれば可とするが、ディーリングルームの共用については不可とする。

3-3 代理店関係

3-3-3 その他

代理店業務が適切に行われているかどうか、以下の項目についてチェックする必要がある。

代理店チェックリスト

- ・(略)
- ・(略)
- ・信託業務を営む銀行に係る親銀行等(銀行法施行令第5条の2第4号に規定する「親銀行等」をいう。)又はその他代理店以外の者が、信託業務を営む銀行の実質的代理店となっていないか。
- ・(略)

この項において同じ。)又は職員が、当該信託業務を営む銀行の役員を兼ねていないか。

3-2-4 情報交換及び店舗共用に関する規制

・情報交換に関する規制

(略)

・店舗等の共用に関する規制

信託業務を営む銀行の店舗は、親銀行等(3-2-1(注1))に定めるものをいう。以下同じ。)親証券会社等(3-2-1(注2))に定めるものをいう。以下同じ。)又は親保険会社等(3-2-1(注3))に定めるものをいう。以下同じ。)の本支店と同一建物、同一フロアに設置することは可とするが、店舗の設置等に当たっては、銀行法上の営業所の規制が行われることに留意する必要がある。

コンピュータ設備の共用については、信託業務を営む銀行と親銀行等親証券会社等又は親保険会社等それぞれの端末から他方への情報がアクセスできないようシステム設計されていれば可とするが、ディーリングルームの共用については不可とする。

3-3 代理店関係

3-3-3 その他

代理店業務が適切に行われているかどうか、以下の項目についてチェックする必要がある。

代理店チェックリスト

- ・(略)
- ・(略)
- ・信託業務を営む銀行に係る親銀行等(3-2-1(注1)①)に定めるものをいう。)又はその他代理店以外の者が、信託業務を営む銀行の実質的代理店となっていないか。
- ・(略)

- ・（略）
- ・地域金融機関が本体で信託業務を営む場合には、当該信託業務認可後には同一業務につき新規に代理業務として取り扱っていないか。

（新 設）

- ・（略）
- ・当該地域金融機関において、信託業務が営まれている場合には、顧客に対して当該地域金融機関本体で行う信託業務であるか、代理店業務として行う信託業務であるかについて説明を行っているか。

3－5 信託銀行監督上の留意点

3－5－1 元本補てん付信託勘定に係る監督上の留意点

元本補てん付信託勘定については、銀行勘定の有するリスクが、信託法の趣旨や信託約款を踏まえ、明確に元本補てん契約の範囲に限定されるとともに、適切な業務運営が行われているか。